

WEEE&RoHS指令 講演会開催

主催：AMEI製品安全環境委員会 環境問題研究部会

EU(欧州連合)が制定するWEEE指令およびRoHS指令の本格実施を前に、AMEI・製品安全環境委員会の環境問題研究部会では去る6月14日(火)、日本機械輸出組合の衣笠和郎氏を講師にお迎えして、AMEI会員会社を対象にした講演会を開催しました。両指令の解説を交えつつ、講演会の概要を報告します。

1 WEEE指令およびRoHS指令の解説

EU(欧州連合)では、EU共通の規制を「欧州指令」として制定しており、電気電子機器の回収・リサイクルに関わる制度としてWEEE(ウィー)指令が、また電気電子機器における特定有害物質の使用制限に関わる制度としてRoHS(ローズ)指令が、いずれも2003年2月13日付のEU(欧州連合)官報に掲載され発効しています。但し、指令(Directive)そのものには法的拘束力が無いため、EU加盟各国はその指令を遵守すべく国内法制化が必要です。しかし、国によっては国内法の施行が遅れていたり、以前からある制度との調整が必要となっており、問題点を抱えているのが実情です。

1) WEEE指令 (Waste Electrical and Electronic Equipment/廃電気電子機器)

使用済み電気電子機器の回収・リサイクルに関する指令であり、この指令で定義されている生産者(例えば、EU加盟国に電気電子機器を輸出入する者)は、自社製品の設計、分別回収、リサイクル処理について様々な義務を負うことになります。ちなみに、この指令は2005年8月13日以降に上市(put on the market)される製品に適用され、分別回収を容易にする等の目的のために、基本図形としてシンボルマーク(図)の表示が義務付けられています。



WEEEシンボルマーク

2) RoHS指令 (Restriction of Hazardous Substances/有害物質制限)

電気電子機器における特定有害物質の使用規制で、使用が禁止される物質は4つの重金属(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム)と、2つの臭素系難燃材(ポリ臭化ジフェニール

ル、ポリ臭化ジフェニルエーテル)です。2006年7月1日以降EU諸国に上市される電気電子機器については、これらの物質が規定の閾値を超えて含まれることを禁止しています。

2 講演会レポート

講演会は去る6月14日(火)、都内のセミナー会場で約25名の参加者を得て開催されました。講師の衣笠和郎氏は、日本機械輸出組合(JMC)環境・安全グループのグループ・リーダーであり、この分野の専門家です。この日は『WEEE & RoHS指令の最近動向』というタイトルで次の内容について貴重な情報を得ることが出来ました。

1. WEEE & RoHS指令の概要
 - (1) WEEE指令
 - (2) RoHS指令
2. TAC(Technical Adaptation Committee) 検討状況
3. 最近の動向・問題点

講演の中で、対象商品、対象範囲、適用除外例、生産者の義務などについての詳細が話されましたが、EU加盟国内の法制化の足並みが揃っていない、あるいは基準が不明確だったり等の問題が多く有り、メーカー側の対応は様々な点で困難が予想されるため、AMEI内部での情報交換が重要であろうとの認識を再確認することが出来ました。

また、EUにおけるTAC(Technical Adaptation Committee: 技術適用委員会)の働きは、それらの不明確さを解消するための唯一の足掛かりであるだけに、今後の動向を注視する必要があるとの理解を得ました。



挨拶：製品安全環境委員会 宮間副委員長



司会：環境問題研究部会 八木部会長



講師：衣笠和郎氏(日本機械輸出組合 環境・安全グループグループ・リーダー)



講演会風景